

元空将

織田邦男

# 渦中の空自OBが寄稿! 中国軍機による東シナ海危機を世に問うた理由 長崎と悲劇を呼ぶ防空法制の欠陥



## 空の侵略へ 中国の危険な「第1歩」

6月9日、中国海軍ジャンカイ級フリゲート艦1隻が、中国軍艦としては初めて尖閣諸島周辺の接続水域に侵入した。15日には、今度は中国海軍ドンディアオ級情報収集艦が口永良部周辺の領海を侵犯し、翌16日には、沖縄・北大東島の接続水域に同じ中国海軍情報収集艦が侵入している。

この海上での動きと呼応するかのように、上空でも尖閣諸島周辺空域

紹介した。

この挑発行為に及んだ中国の意図について、筆者は「危機管理の要諦として『最悪』のシナリオを考ええて『最悪』のシナリオを考える必要があるが、最悪のシナリオは、一言でいうと『中国が一步踏み込んだ』ということだろう」「いずれは、軍艦を尖閣諸島の領海に居座らせ、空自戦闘機を駆逐して中国戦闘機を自由に領空に留まらせることによって実効支配を完結させたいと機会を伺っていた」と分析し、南シナ海情勢など国際社会の潮目を勘案した結果、「今回、その第1歩を踏み出した。

**織田邦男氏** 昭和27（1952）年、兵庫県生まれ。49年防衛大学校（18期・航空工学専攻）卒、航空自衛隊入隊。F4戦闘機操縦者として第6航空團勤務。昭和58年米空軍大学留学。平成2年第301飛行隊長。4年米スタンフォード大学客員研究員。11年第6航空団司令。13年航空幕僚監部防衛部長を経て17年空将。18年航空支援集団司令官（イラク派遣航空部指揮官）。21年退官。

み出す絶好のチャンスが到来したと判断したのではないだろうか」と推論した。

中国は「力の信奉者」である。経済、軍事ともに実力が未熟な時代は、鄧小平の遺訓である「韬光養晦・有所作為」（能力を隠しながら力を蓄えつつ、取るべきものは最低限取る）を方針としていた。だが、米国に次ぐ経済大国、軍事大国になった今、習近平はこの方針をかなぐり捨て、力をむき出しにして取るべきものを最大限取つていく路線に転じた。近年の南シナ海における岩礁埋め立て、一方的な領有権主張、国際常設仲裁裁判所（ハーグ）の裁定無視など、「力の信奉者」の面目躍如たるものがある。

これまでには東シナ海上空における中国空海軍機の行動は比較的、抑制されたものであった。だが、中国軍の制空戦闘能力向上に従い、徐々に勢力範囲を広げ、戦闘機の活動領域

の実効支配をめぐる熾烈な戦闘が繰り広げられている。これまで中国軍機の挑発行動はその能力の增强に比例するように激しさを増してきた。防衛省が7月5日に発表した中国軍機に対するスクランブル回数の激増がこれを示している。今年4月は199回で、前年同期比の1.7倍となり、4半期ベースで過去最多だった。回数だけではない。最近は、明らかにこれまでより挑発レベルの高い中国軍機の動きが見られるようになつたという。

6月28日、インターネットのニュ

ースサイト「JBpress」に東シナ海上空における航空自衛隊戦闘機と中華人民共和国戦闘機との熾烈なこの戦闘において書いた（「東シナ海で一触即発の危機、ついに中国が軍事行動」。以下、拙稿）ところ、大きな反響があった。

拙稿では、「戦闘」の具体的として、中国軍機が空自スクランブル機に攻撃動作を仕かけ、空自戦闘機側は最終的に自己防御装置を使用しながら中国軍機によるミサイル攻撃を回避しつつ戦域から離脱した

――という事案が起きたとの情報を上空における航空自衛隊戦闘機と中國軍戦闘機との熾烈なこの戦闘において書いた（「東シナ海で一触即発の危機、ついに中国が軍事行動」。以下、拙稿）ところ、大きな反響があった。

拙稿では、「自衛隊は引き続き毅然と対応しなければならない。だが、中国軍の挑発に乗つてはならない。また中国軍へ武力行使の口実を与えてはならない」としつつも、「さて、余計な刺激を避けようと、こちらが引くだけでは日本の弱腰を見てはならない」と警鐘を鳴らした。

情勢は大変厳しい。頼みの米国は「世界の警察官」を放棄し、しかも大統領選挙中で政治的にレイムダッ

を南下させ始めた。空自のリアクション、そして日本政府の反応を瀕踏みながら、サラミをスライスするように、少しずつ尖閣諸島方面に足を延ばし、行動も傍若無人さを増してきた。今回の動きもその延長線上にあるのだろうが、中国は新たなステージに「一步踏みこんだ」と見た方がいいだろう。

拙稿では「自衛隊は引き続き毅然と対応しなければならない。だが、中国軍の挑発に乗つてはならない。また中国軍へ武力行使の口実を与えてはならない」としつつも、「さて、余計な刺激を避けようと、こちらが引くだけでは日本の弱腰を見てはならない」と警鐘を鳴らした。

情勢は大変厳しい。頼みの米国は「世界の警察官」を放棄し、しかも大統領選挙中で政治的にレイムダッ

ク状態にある。悪いことに日本も参議院選挙という政治的空白にあつた。中国にとつてはまさに千載一遇のチャンスだった。筆者は「上空での中国軍の危険な挑発行動は、いち早くこれを公表し、国際社会に訴え『世論戦』に持ち込むこと」の必要性を訴え、「今そのまま放置すれば、軍による実効支配が進むだけでなく、悲劇が起きる可能性がある」と指摘した。早急に政治、外交、軍事を含む総合的で戦略的な対応をとるべきだろう。

拙稿に対し、萩生田光一官房副長官は6月29日午前の会見で、「報道にあるような中国軍機による攻撃動作をかけられた、ミサイル攻撃を受けたという事実はない」「今回のことは特別な行動ではない」という判断をしている」と述べた。

7月4日、今度は中国国防部が以下のようないいきを出し反論した。

「東シナ海を巡航する中国軍のSU

「攻撃動作」として扱われる。直ちに「攻撃」とは判断できないものの、攻撃意思があるかもしれないと見なされるからだ。

「自己防御装置」に関しても誤解があるようだ。対ミサイル自己防御装置というのはミサイルが発射される前に予防的に使用されるのが一般的である。もちろん撃たれたミサイルを操縦者が発見して最後の手段として使用する場合もある。

戦闘機には、ミサイル発射を感じして自己防御装置が自動的に働くといふような機能は装備されていないのが一般的である（輸送機や爆撃機のような大型機にはこの自動作動機能が装備されていることが多い）。従つて自己防御装置は、戦闘機操縦者が危険を感じたときに、自らの意思で作動ボタンを押すのが基本である。ミサイルが発射されながら手遅れになる可能性が高い。今回もミサイル攻撃の危険を感じたから、

30 戰闘機2機に対し、空自F15戦闘機2機が高速で近づき、レーダーを照射。中国軍機が対応したところ空自機はミサイルなどを攪乱する。『フレア』を噴射して逃げた

拙稿、政府会見、中国国防部声明と内容は三者三様である。どれが真実であるかは賢明な国民が判断するだろう。ここではあえてコメントは控える。

### 政府判断は 中国をエスカレートさせないか

日本のメディアは、東シナ海上空での実相がかくまで熾烈であることを知らなかつたためか、また上空での動きはイメージしにくく、分かりにくいくことも手伝つてか、反応は過剰気味になつた。不本意ながら「ミサイル攻撃があつた」「なかつた」といつた問題矮小化に終始し、今後いかにすべきかといった本質的な論議に及ぶことはなかつた。

報道内容も若干混乱があるようなので、一般論として解説しておきたい。先ず「攻撃」と「攻撃動作」は全く違う。対領空侵犯措置実施時に機動は、彼我不明機に対する戦闘機の機動は、彼我不明機に対し、相手が脅威と感じぬよう刺激を避けるようにして大きく回り込み、横後方に位置を占めるのが国際的な標準機動である。これを米空軍では「スター・マニューバー」と呼んでいる。もともと「スター・

とは船舶用語であり「後方」を意味する。横後方に占位後は、必要に応じ相手操縦者から見える横位置に移動する。国際民間航空機関(ICAO・International Civil Aviation Organization)が定めた信号などを相手に目視で伝達するための占位機動である。

相手が戦闘機の場合、スター・機動をとるスクランブル機に対し、機種を向けてくる機動は、「カウンターアクション」と呼ばれ、通常、

とともに、国際法、自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置に邁進してもらいたい。問題はそれをどのような具体策でもつて実施していくか、任務遂行に最大の問題は何かである。参議院選挙も終わつた今、冷静にこの問題を取り上げてみたい。

### 自衛隊法の「領空侵犯措置」に 権限規定が存在しない

尖閣諸島は日本固有の領土であり領有権問題は存在しないというが日本政府の基本的立場である。だが中国が実効支配を力づくで奪おうとしていることも事実である。この問題については、政治、軍事、外交、経済、文化など、複眼的視点をもつて、戦略的に対応していかねば領土、領海、領空を断固として守つて、いくことは難しい。

「力の信奉者」である中国に対しては、「軍事」の観点は特に重要である。問題は今後の中国戦闘機のエス

カレーシヨンに対し、自衛隊が「国際法、自衛隊法に従い」対領空侵犯措置が厳正、的確に実施できるかどうかである。筆者の問題意識はここにある。

自衛隊法第6章には、防衛出動をはじめとして、治安出動、海上警備行動、警護出動、領空侵犯措置等々、「自衛隊の行動」が規定されている。そして第7章には、各々の行動について、自衛隊あるいは自衛官がどこまで武器使用ができるかと、いう「権限規定」が定められている。だが、奇妙なことに「領空侵犯措置」にだけ「権限規定」がない。

このことはあまり知られていないし、政治家でさえ知る人は少ない。

現在、日本は自衛隊の活動について「法律に明示されていないことは何もできない」という、いわゆる「ポジティブ・リスト」解釈をとっている。となれば、「領空侵犯措置」に「権限規定」がない現状は、領空

9月28日、ロシア空軍はシリア内の「イスラム国」空爆を開始した。空爆への飛行経路上において、ロシアはトルコの領空侵犯を繰り返した。このため10月、トルコ政府はロシア大使を呼んで厳重注意している。だが、その後も繰り返すため、今度はNATOとして抗議声明を出し、トルコ政府も再度警告を発した。これに対し、ロシア軍幹部がトルコを訪問し説明している。だが、その後も領空侵犯を繰り返したため、最後には墜落に及んだ。ロシアは警告がなかつたと抗議したもの、国際社会ではトルコ政府を非難する声は聞かれなかつた。

## 空自機は「やられる」まで 反撃できない

上述したように、東シナ海でこれまで中国戦闘機は、ある一定ラインを越えて南下することはなかつた。だが最近は、このラインをやすやす

を侵犯されても自衛隊が武器の使用はできないことを意味する。自衛隊ができることは、音声や機体信号による警告、信号射撃などに限られてくる。明らかに法的不備である。

実はこの問題が現場の自衛官を悩ませてきた。筆者も現役時代、悩んだ一人である。冷戦時代から制服サ

イドは事ある毎にこの問題を指摘し、改善を要望してきた。だが、大した問題が生起しなかつたこともあり、お座なりにされてきた。昨年の新安保法制でも手付かずだつた。

だが、領空侵犯措置任務の主対象は「ソ連」から「中国」になり、「爆撃機」から「戦闘機」に変わった。これまで任務が果たせたから、今後も果たせるだろう、ともし安易に考えていたとしたら、それは甚だ危険である。

国際法的には領空は「絶対的、排他的な主権」を有する。領空が領海と違うのは「絶対的」であることで

と突破し、尖閣諸島方向に足を伸ばすようになったという。尖閣諸島周辺の領空侵犯は時間の問題かもしれない。前述のように中国は「空自戦闘機を駆逐して中国戦闘機を自由に領空に留まらせることによって実効支配を完結させたいと機会を伺つている」ことは間違いない。

空自はこれを阻止できるのか。「領空を断固として守る」ため、「国際法、自衛隊法に従い、厳正な対領空侵犯措置を実施して」いくには、高性能の装備や優れた技量、判断力を有する隊員だけではなく、力の裏付けとなる「法的根拠」がなければならぬ。

自衛隊法84条「領空侵犯に対する措置」は次のようになつていて。「防衛大臣は、外国の航空機が国際法規または航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したときは、自衛隊の部隊に対し、これを着陸させ、またはわが国の

あり、領海のような「無害通航」は認められない。従つて、軍用機の領空侵犯は、国際慣例上、「強制着陸」させるのが普通であり、それを拒否した場合、「撃墜」することは排除されていない。

最近では2014年3月23日、トルコ空軍がシリア空軍戦闘機MIG29を撃墜した事例がある。トルコ空軍が国境に接近するシリア空軍MIG23戦闘機2機を確認し、4度にわたり、お座なりにされてきた。昨年の新安保法制でも手付かずだつた。だが、領空侵犯措置任務の主対象は「ソ連」から「中国」になり、「爆撃機」から「戦闘機」に変わった。これまで任務が果たせたから、今後も果たせるだろう、ともし安易に考えていたとしたら、それは甚だ危険である。

国際法的には領空は「絶対的、排他的な主権」を有する。領空が領海と違うのは「絶対的」であることで

領域の上空から退去させるため必要な措置を講じさせることができる」これが任務規定であるが、不思議なことに84条のみ「権限規定」がないのだ。これが何を意味するのか。元陸将補で自衛隊法（昭和29年施行）の制定関係者である宮崎弘毅氏は『日本の防衛機構』（一九七九）の中で次のように述べる。

「自衛隊法第7章の権限規定は、自衛隊が行動する場合、その任務遂行の際に付随して生ずるおそれのある国民の自由と財産に侵害を加えることに対し、自衛隊の実力行使に制限を課した警察権の規定であつて、自衛隊の行動に際しての全ての権限を規定したものではない」

従つて、「領空侵犯措置行動のようないし、自衛権の発動としての行動に對しては、国際条約、国際法規、慣例に基づく原則が適用され、Armed Forcesとしての原則に基づく行動の準則が基準となる」

自衛隊法策定当時は、「国家、國民は確立された国際法規（国際慣習法）及び条約を遵守義務があり、条約を締結すれば国際法上の権利、義務が発生し、国内法上の効力が生じる。従つて、国内法に規定がないのでできないということはない」（同書）といふ「ネガティブ・リスト」

解釈が共通認識だったようだ。「現在の政府の法制関係者は、国内法に規定しなければできないとの見解を有しているが、これは間違つていい」とまで宮崎氏は明記している。だが防衛法関係法令に詳しい安田寛氏は『防衛法概論』（一九七九）の中で、次のように記している。

「（策定時はどうあれ）現在は法律に明示されていないことは何もできない」「日本の防衛法では、文民統制の見地から、これに一步を進めて国民の自由及び財産に関係すると否とにかくわらず、およそ自衛隊の活動についてはすべて法律の根拠を

要するものとした」

安田氏の言うように、日本では長年の国会答弁の積み重ねで「自衛隊の行動についてはすべからく法律に明示していなければならぬ」というポジティブ・リスト解釈が定着している。

某裁判官経験者は以下のようによくこの状況に明確な警告を発している。「84条の職務規定を拡大解釈して武器使用権限も含めているとの解釈では裁判所は説得できない。（中略）権限規定がないということは、自衛隊機には領空侵犯措置の任務は付与するが、侵犯機がこれに応じない場合でも、武器を使用してまで領空から退去あるいは強制着陸させるべき強制的権限を与えないという國家意思と解ざるを得ない」

これでは、中国軍機による領空侵犯は防ぎようがない。冷戦時は空自の対象機は主にソ連の爆撃機であり、米ソ対立の中でソ連の行動も抑

制的かつ理性的であった。このため、あまり問題も起こらなかつた。ただ1987年12月9日、ソ連のTu-16爆撃機が沖縄本島上空を領空侵犯したことがあつた。この時も音声による警告、信号射撃の他、為すべではなく、強制着陸を実施させるには至らなかつた。

尖閣の場合は武装した中国軍戦闘機が対象である。しかも実効支配を力で奪おうとしている。権限規定がないという法的不備のまま、正当防衛、緊急避難という自然法での武器使用のみで領空主権を守ることは極めて難しい。現場にとつて、政府の「領空を断固守り抜く」という掛け声が空しく響いても不思議ではない。本来は、ポジティブ・リスト解釈に変更する過程で、対領空侵犯措置の「権限規定」を追加すべきであった。だが、そうはなつていいのだ。「権限規定」について過去の経緯を振り返つてみたい。昭和29年4月20

だ。だが、この考え方には法曹関係者によって痛烈に批判され定着しなかつた。現在は、正当防衛、緊急避難、つまり自分が「やられるまで」、武器の使用は認められないとの解釈が定着している。

「実力で抵抗する侵犯機には武器を使用を認める」というが

近年の中国軍機の挑発的な動きによって、政府答弁も一歩踏み込んでいた。現在は、正当防衛、緊急避難、つまり自分が「やられるまで」、武器の使用は認められないとの解釈が定着している。

「近年の中国軍機の挑発的な動きに對し、政府答弁も一歩踏み込んでいた。現在は、正当防衛、緊急避難、つまり自分が「やられるまで」、武器の使用は認められないとの解釈が定着している。

「武器の使用につきましては、自衛隊法第84条に規定いたします必要な措置として、正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合にのみ許されるというのが從来からの政府の考え方でございます。（中略）一般論として申し上げますと、必要やむを得ざる場合、例えば領空侵犯機が実力

日、衆院内閣委員会での増原恵吉防衛庁次長が次のように答弁している。「（領空侵犯機を）着陸させるということも一つの方法、あるいは信号その他の方によっては要域の上空から退去させるのも一つの方法である。これに応じないで領空侵犯を継続するような場合には現在の国際法における通常の慣例その他に従い、場合によっては射撃することもありうる」。この頃は、「権限規定」は国際法、国際慣例をよりどころとしていたことが伺える。

昭和44年4月17日の通常国会でも、佐藤栄作総理大臣が次のように答弁している。

「侵入機に対する警告を与えるのがほぼ慣習法化している。その結果、領空侵犯を悪天候や器材の故障など不可抗力者であることが判明した場合は別にして、侵入機が敵性を持っていると信すべき十分な理由がある場合は、領空外への退去、指

定する地点への着陸等を命ずることができる、侵入機がこれに従わない場合、領空内ではこれを撃墜することもできる」。やはりこの頃も、国際慣例をよりどころにしていたようだ。ところが、昭和48年6月15日、衆議院内閣委員会での久保卓也防衛局長の答弁で、解釈は一転する。「武器を使用することは外国と異なり、（自衛隊は）緊急避難及び正当防衛の場合にしか使用できないことになつてゐる」。つまり「権限規定」がないので、自然法たる正当防衛、緊急避難以外は武器は使用できないとした。以降はこの解釈が定着する。

昭和55年2月9日、衆議院予算委員会で佐々淳行参考官が、以前の解釈に押し戻そうと試みている。「内訓にある正当防衛、緊急避難は、危害許容要件であつて、武器使用の法規の84条である」——つまり着陸を強要するための武器の使用が任務規定の84条で可能と示唆したの

をもつて抵抗する、あるいは領空侵

犯機が国民の生命及び財産に大きな侵害を加える危険が間近に緊迫しているような場合、こういう場合には武器を使用して適切に対応することになりますが、撃墜といったことも排除はされないということです」とい

ます」

「領空侵犯犯機が実力をもつて抵抗する」まで武器を使用しないということは、上空では既に空自に犠牲者が出ていることを意味する。また「領空侵犯犯機が国民の生命及び財産に大きな侵害を加える危険が間近に緊迫」といつても尖閣諸島は無人島であり、尖閣諸島の領空侵犯を「国民の生命及び財産に大きな侵害」とみなすのは難しいだろう。まさにこれは「一般論」であり現実の危機には適用できない。

また次のようにも答弁している。「正当防衛、緊急避難の要件を満たす場合で急迫不正の侵害ということ

し、かつ、事態に応じ合理的に必要と判断される限度をこえてはならないものとする」

これだと現場の悩みは大きく軽減される。だが、この案では、領空侵犯措置が防衛出動令前の自衛権行使と位置づけられることを意味し、従来の解釈と整合するのだろうかという疑問も浮かぶ。

### 領空侵犯犯を抑止できるのは 「撃墜」する能力と意志だ

誤解されると困るが、筆者は領空侵犯したら直ちに撃墜すべきだと主張しているのではない。「抑止力」は「能力」と「意志」からなっており、そしてその強い意志を公表することによってはじめて有効に機能する。ミサイルや機関砲を装備し、優れた操縦者が乗る空自戦闘機でも、法的根拠という明確な国家の「意志」がなければ、「抑止力」は効かない、つまり領空侵犯を防ぐことは

でございますけれども、これは、例

えば相手が射撃した後というわけでなくて、相手がこちらに向かいまして照準を合わせて射撃しようとしている場合のよう、侵害が間近に迫っている場合にも、相手の攻撃を待つことなく危害射撃を行うことが法的に認められているということをございまして、そのときの状況に応じて、適切に対処できるものと考えております」

これは法律論の世界であり、現場の実情とのかい離は大きい。現場の戦闘機操縦者で誰一人この答弁に首肯する者はいないだろう。上空は寸秒の世界であり、「相手がこちらに向かいまして照準を合わせて射撃しようとしている場合のよう、侵害が間近に迫っている場合」など判断する時間的余裕はない。その一瞬には、既にミサイルを撃たれているのが実相である。だからこそ身の危険を感じた時点で、予防的に自己防御

装置のスイッチを入れるのである。過去に記しておきたい。なるほど過度に記しておきたい。なるほど過去一度、改正の動きがあった。昭和63年10月、自民党防衛法制小委員会で改正案を検討し、国会に提出された。だが、何故か上程には至らなかつた。その時の改正案は次のとおりである。

84条の「退去させるため必要な措置」を「退去させその他これを排除するため必要な措置」とし、第7章に次のような権限規定を追加する。「第84条の規定により必要な措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、わが国の領域を保全するため、必要な武器を使用することができる」「前項の規定により武器を使用するに際しては、第88条2項の規定を準用する」(参考・第88条2項(防衛出動時の武力行使)「前項の武力行使においては、国際の法規及び慣例に拘束されるべき場合にあつてはこれを遵守

し難いと申し上げているのだ。

「撃墜」という最後の手段が担保されて初めて、領空侵犯を未然に防止し、仮に侵犯されたとしても「強制着陸」させることができる。相手操縦者は、「撃墜される」という恐怖によってはじめて、誘導に従い、「強制着陸」に応ずる。飛行機は上空で停止させることはできない。臨検もできなければ、縄で縛つて引張つてくるなどもできないのだ。

とにかくこの問題解決は喫緊の課題である。「攻撃動作があつたのか、なかつたのか」といった議論に問題を矮小化してはならない。米国にある中国政府系シンクタンクでは「(尖閣諸島領有権)問題解決の為には、危機が必要かもしれない」とまでは言っている。明日もあるかもしれない主権侵犯を未然にどう防ぎ、断固として領空を守れるか」という根本的な問題なのだ。